

3 受水場の企業庁への移管について

【資料3】

旧甲西町3受水場の建設経過

S44 町営朝国浄水場 → ワンワン山配水池（現） → ワンワン山系

町営菩提寺浄水場 → 正福寺配水池（旧） → 正福寺系
 → 菩提寺配水池（旧） → 菩提寺系

S52 正福寺受水場 → 正福寺配水池（現） → 正福寺系

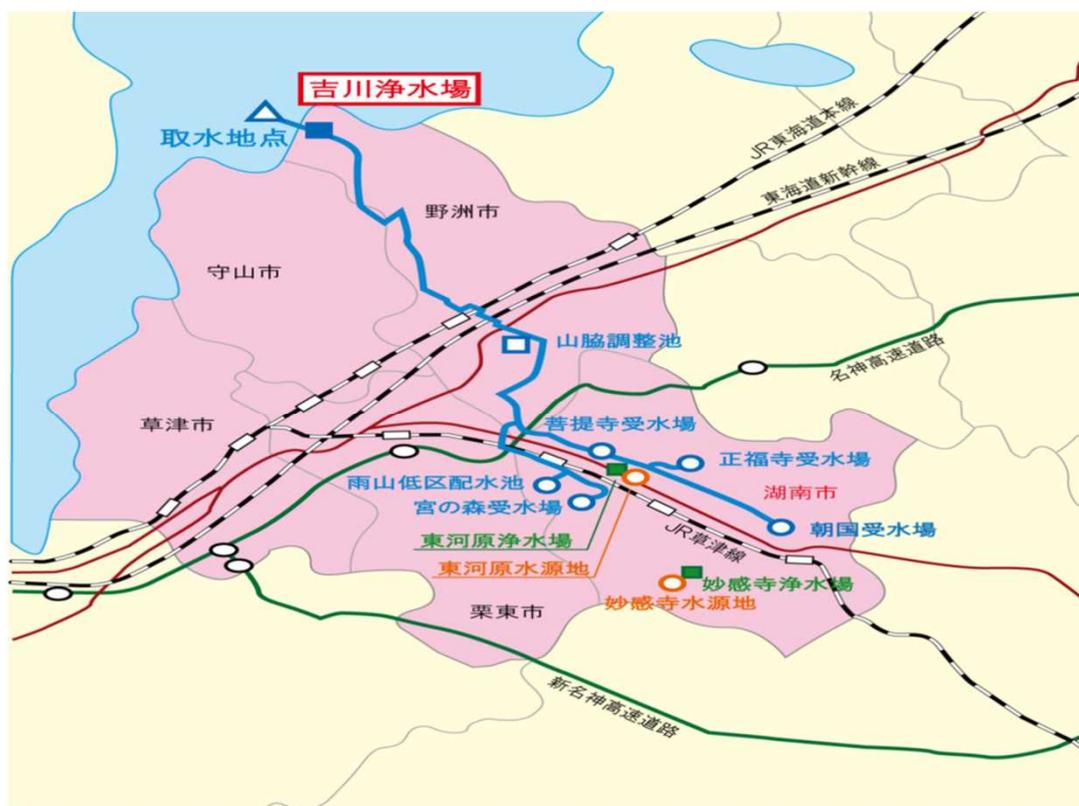
* 水道水の安定供給のため南部上水道供給事業への参加により県水を受水するための受水場及び配水池を建設。

S58 菩提寺受水場 → 菩提寺配水池（現） → 菩提寺系

* 原水（井戸）のフッ素濃度の上昇及び取水量の減少、また、給水量の増加により菩提寺浄水場を廃止し、県水を受水するための受水場及び配水池を建設。

H2 朝国受水場 → ワンワン山配水池（現） → ワンワン山系

* 原水（井戸）の取水量の減少により朝国浄水場を廃止し、県水を受水するための受水場を建設。



水道用水供給事業の沿革

年月	南部上水道供給事業	中部上水道供給事業	甲賀上水道供給事業
S47.4	●基本設計着手		
S48.1	●認可（計画1日最大給水量81,100m ³ /日）		
S48.5	●建設着手		
S48.8		●基本設計着手	●基本設計着手
S49.3		●認可（計画1日最大給水量82,700m ³ /日）	●認可（計画1日最大給水量35,000m ³ /日）
S49.4		●建設着手	●建設着手（ダム負担）
S53.5		東南部上水道供給事業 （中部地区） （甲賀地区） ●中部、甲賀上水道供給事業を合併し、東南部上水道供給事業に変更（計画1日最大給水量117,700m ³ /日）	
S53.6	●給水開始届		
S53.8	●一部給水開始		
S54.11		●給水開始届 ●一部給水開始	
S57.7		●応急給水開始	
S59.5			●給水開始届
S59.6			●給水開始
S60.7		●本格給水開始	
H10.3	●変更認可（草津市追加）（計画1日最大給水量148,400m ³ /日）		
H17.4	●（草津市）給水開始		
H23.4	湖南水道用水供給事業 ●南部、東南部上水道供給事業を統合し、湖南水道用水供給事業を設立 （計画給水人口684,000人・計画1日最大給水量198,800m ³ /日）		

構成市

- 南部上水道供給事業：草津市・守山市・栗東市・野洲市・**湖南市**
- 中部上水道供給事業：近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町
- 甲賀上水道供給事業：甲賀市

□ 湖南省市 3 受水場移管にかかる経緯

3 受水場の建設に至る経緯

甲西町では水道水の安定供給のため、昭和 42 年から滋賀県が進める南部上水道供給事業に参加した。しかし、甲西町の事業への参加が当初からではなかったことから、県水を甲西町へ送水するための滋賀県山脇調整池（野洲市）の位置が甲西町の配水池より低く、自然流下による受水が困難な状況であった。

このことから滋賀県と甲西町が協議した結果、滋賀県で山脇調整池より高い位置にある各市町の配水池に送水するための加圧施設を設置した場合、施設整備に多額の費用を要することや技術上の問題から、県水の供給地域は当初計画のとおり自然流下で受水できる範囲とし、自然流下で受水できない地域については、各受水市町が加圧施設を設置することとなった。これをうけて甲西町では県水を加圧ポンプで各配水池へ送水するため正福寺、菩提寺及び朝国の各受水場を建設し、現在まで湖南省で運転管理を行っている。

平成 23 年度

水需要の増加や草津市の新規加入等により施設の拡張事業が必要となったことから、国の補助を受けるための採択要件の 1 つである給水人口 50 万人以上の要件を満たすため、南部、東南部上水道供給事業を統合し、湖南水道用水供給事業を設立。

平成 27 年度

湖南省から第 1 回南部受水市連絡協議会（南部 5 市で構成：4/30）において、現在、湖南省が管理している受水場で加圧を行い配水池へ送水しているが、企業庁が管理している施設で加圧を行い配水池に送水している市町があると聞いているので、企業庁と各市町の受水施設の管理区分について改めて確認してほしい旨を要請（企業庁：確認して報告する）

↓

第 2 回湖南水道用水供給事業連絡協議会（南部、東南部 10 市町で構成：6/8）において、湖南省の 3 受水場と栗東市の 1 受水場について、拡張事業で整備した他の市町の受水場（企業庁が加圧・増圧する施設）と同様であることから、平成 33 年度からの基本水量の見直しに合わせて管理区分の変更（企業庁への移管）を行う旨の説明があった。（各市町：了承）

↓

企業庁料金改定案に対する各市町の意見の取りまとめ（第 3 回湖南水道用水供給事業連絡協議会 7/16）において、湖南省から・・・料金改定はやむを得ないと判断

するが、そのやむを得ないという判断の中には、既に確認(6/8)いただいている3受水場の移管が前提であると回答。



第6回湖南水道用水供給事業連絡協議会(11/19)において、企業庁から湖南省3受水場の移管については、健全な状態(基準は決まっていない)での無償譲渡とする旨の説明があった。(各市町：了承)

平成28年度

企業庁による移管施設の現状調査が実施 (H28～H29 年度)



湖南省から3受水場移管にかかる基本的な考え方(案)を提示 (H29年3月)

- ・ 3受水場の土地及び施設(建物及び構築物)の移管手法(無償貸付)
- ・ 本市更新計画に基づいて移管対象施設の更新
- ・ 移管後の維持管理と大規模修繕等に係る経費負担

平成29年度

湖南省が提示した移管にかかる基本的な考え方に対して、企業庁から依頼・確認事項が提示(同11月)

【資料提供依頼】

- ・ 残存価格がある施設、設備
- ・ 各建物の平面図

【無償貸付を想定し場合の確認事項】

- ・ 更新時の既設撤去の考え方
- ・ 財産の移管時期
- ・ 修繕
- ・ 正福寺の建物の移管区分
- ・ 事故等発生した場合の責任区分



企業庁からの提示を受け、事業所内部で移管後の施設管理等について検討した結果、責任区分を明確化できる無償譲渡が最適であると判断し、平成30年度予算の査定時に無償譲渡に伴う移管施設の更新費用約4億5千万円等も含めて市長部局(市長、副市長、財政部局)と協議 (H30年1月)

※市長は、現状有姿での無償譲渡が移管の条件とされている。



市長部局での協議結果を企業庁へ報告し、早急に検討を依頼。(同1月)

※その報告の際に、菩提寺受水場については、過去の設置経緯から移管を受けられない旨の説明があった。



湖南省では、湖南水道用水供給事業連絡協議会(H27年6月8日)における資料の確認(各市町了承)に基づき、これまで3受水場の移管を前提に内部協議等を進めてきた旨を説明。

平成30年度

湖南省と企業庁との3受水場の移管協議を実施

企業庁の見解として菩提寺受水場の移管については、過去の設置経緯等から困難であると判断しているが、他の朝国・正福寺受水場については、今後、移管に向けた整理を行う旨の説明があった。(H30年5月)



実務担当者(企業庁及び湖南省)での移管施設の健全度等について協議
(H30年7月)



企業庁による朝国受水場の健全度確認資料に基づくヒアリング(H30年9月)



企業庁と朝国受水場の移管協議及び菩提寺受水場を移管対象施設とするよう要望
(H31年2月)

令和元年度

企業庁で検討した結果、菩提寺受水場については、受水量の増加に伴う受水箇所
の増設であることを確認し、移管対象である旨の回答があった。(R1年7月)



企業庁が3受水場の移管スケジュール(案)を提示。(R1年10月)

令和2年度

3受水場から配水池までの送水管については、配管図面等が一部存在せず、維持
管理上問題があるとの理由で移管対象外とする旨の提示があった。(R3年1月)



3受水場から配水池までの送水管については、配管図面等の管理台帳を整備する
ことで移管対象とする旨の回答があったが、3受水場の移管とはスケジュールが
合わないので、別に進めることになった。(R3年3月)

令和3年度

3受水場の移管スケジュール(案)を再度提示。(R3年5月)【7頁】

令和4年度

菩提寺・朝国受水場受電設備更新工事等修繕工事実施

令和5年度

朝国ポンプ棟アスベスト除去工事

菩提寺受水場電動弁改修工事

正福寺管理センター基本設計等

随時、県企業庁発注工事との相互調整や進捗管理、協議の実施。

令和5年度末移管 菩提寺・朝国浄水場

□3 受水場移管に伴う湖南省の負担

①施設の無償譲渡により、移管年度(R5・R7 決算)において、施設除却費(資産減耗費)を特別損失として計上(費用化)する必要がある。

◇R5 (菩提寺・朝国)・R7 (正福寺) 各年度末時点での帳簿価額(残存価額)

・償却資産 約4億5,000万円

※土地は償却資産でないため、施設移管後に無償で貸与する。

②移管条件である健全度において、朝国受水場および菩提寺受水場の受電設備が耐用年数を大幅に超過しているため、令和3年度に更新工事を実施する。

◇工事費用

・受電設備 約1億円(5,000万円×2箇所)

③正福寺受水場については、建屋の直下が貯水池となっており、更に中央監視システムが設置されているため移管が難しい状況であり、中央監視機能を保持するためには別途、加圧ポンプを設置するなどして管理区分の明確化を図る必要がある。【8頁】

◇加圧ポンプ場の新設に伴う経費は企業庁が負担する。

※加圧ポンプ場の新設に伴う用地は、無償で貸与する。

④イオンタウン内の送水管について、維持管理上、現状では移管できないので令和4年度に移設工事を実施し、舗装は令和5年度 【9頁～11頁】

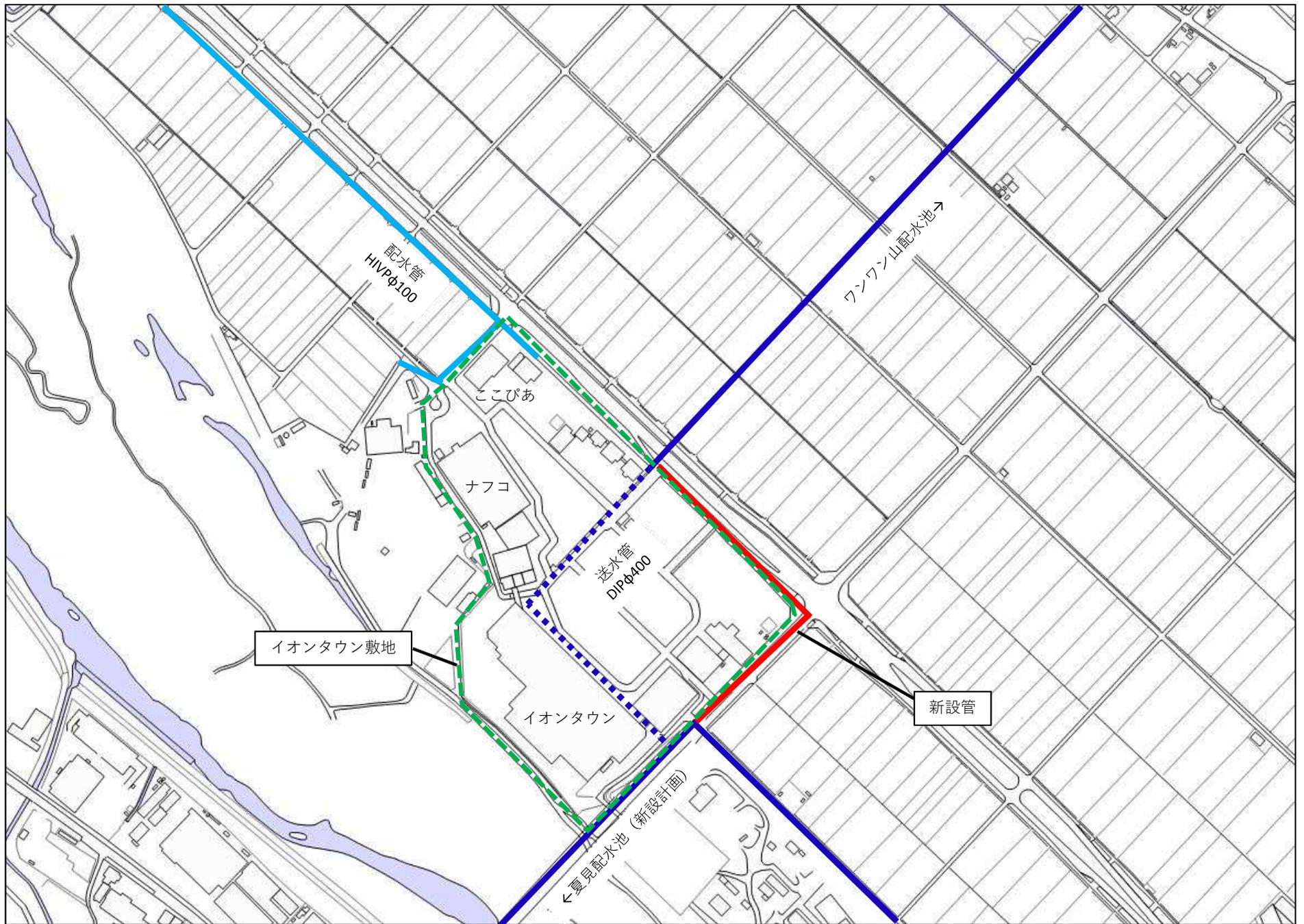
◇工事費用

・送水管 約5,000万円(Φ400mm 約500m)

◎スケジュール案（※施設健全度の担保、事務手続等が順調に進んだ場合、最短のケース）

2021/5/14現在

	～H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
								移管後1年目	移管後2年目	移管後3年目
①朝国										
施設健全度調査（企業庁）	←→									
移管範囲確定（湖南省・企業庁共通）		←→								
修繕（湖南省）		←→								
朝国受水場電気設備更新（湖南省）			←設計	←→	←→					
事務手続（湖南省・企業庁共通）		貸付（土地）、取得（設備）	←→	←→	←→					
中央監視取込（企業庁）										
・基本設計			←→							
・詳細設計				←→						
・工事						←→				
②菩提寺										
施設健全度調査（企業庁）	←→									
移管範囲確定（湖南省・企業庁共通）		←→								
修繕（湖南省）	←→									
菩提寺受水場電気設備更新（湖南省）			←設計	←→	←→					
事務手続（湖南省・企業庁共通）		貸付（土地）、取得（設備）	←→	←→	←→					
中央監視取込（企業庁）										
・基本設計			←→							
・詳細設計				←→						
・工事						←→				
③正福寺										
施設健全度調査（企業庁）	←→									
移管範囲確定（湖南省・企業庁共通）		←→								
修繕（湖南省）	←→									
正福寺受水池電気設備更新（湖南省）					←設計	←→				
事務手続（湖南省・企業庁共通）			貸付（土地/建物）、取得（設備）	←→	←→	←→				
中央監視取込（企業庁）										
・基本設計			←→							
・詳細設計						←→				
・工事							←→			
新規ポンプ場整備事業								※新規ポンプ場完成まで湖南省の監視設備を利用		
								基本設計	測量・実施設計等	工事





朝国より

①

朝国～ワンワン山
 φ400送水管
 甲西イオン敷地内

H30. 9. 3



②

朝国～ワンワン山
 φ400送水管
 甲西イオン敷地内

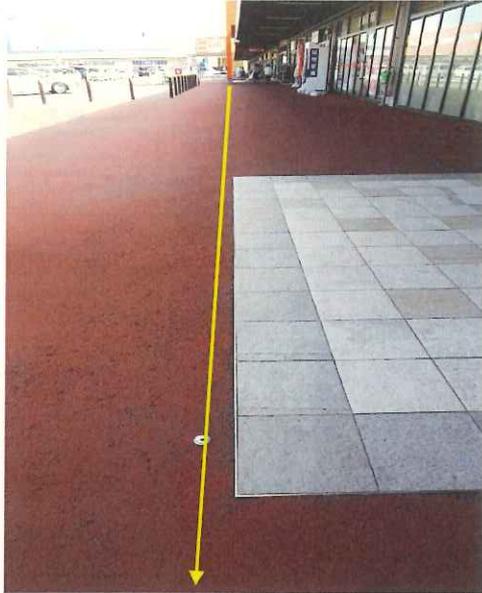
H30. 9. 3



③

朝国～ワンワン山
 φ400送水管
 甲西イオン敷地内
 敷地内 埋設位置明示板

H30. 9. 3



④

朝国～ワンワン山

φ400送水管

甲西イオン敷地内

敷地内 埋設位置明示鉄

H30.9.3



⑤

朝国～ワンワン山

φ400送水管

甲西イオン敷地内

敷地内 変化点明示鉄

H30.9.3



⑥

敷地内 埋設位置明示鉄

敷地内変化点に鉄埋設

H30.9.3